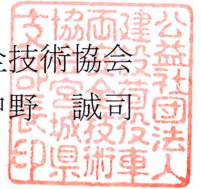


事業主経由サービス責任者 殿

(公社) 建設荷役車両安全技術協会

宮城県支部長

中野 誠司



車両系(整地等)特定自主検査者資格取得研修の開催について

拝啓 時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、標記の件につきまして、「検査業所属」検査員資格取得のための研修(18・21H 各コース)を、
下記のとおり開催いたします。登録検査業者又は新たに検査業者として登録を予定されている事業
所におかれましてはこの機会に是非受講されますようご案内いたします。

敬具

記

1.開催年月日 令和 7 年 6 月 12 日(木)～14 日(土)

2.場 所 学科 (一財)宮城県青年会館

仙台市宮城野区幸町 4-5-1

TEL 022-293-4631

実技 コマツカスタマーサポート(株) 建機仙台支店

仙台市宮城野区扇町 2-1-30

TEL 050-3486-7035

3.申込締切 令和 7 年 5 月 20 日(火)まで

4.募集人数 15 名

5.受講料 (税込)

	会 員	一 般
18H	70,400 円	77,880 円
21H	75,460 円	82,940 円

6.申込手続き 予め下記のフォームに記入の上、FAX 頂ければ正規の検査者資格取得研修申込書
を送付させていただきます。7.承 諾 18 時間受講対象者の場合でも、21 時間コースの研修を受講することを承諾し。
(受講料は 18 時間コースです) 以上

8.その他 資格取得詳細については別添「資格取得のしおり」でご確認下さい。

(公社) 建設荷役車両安全技術協会 ゆき

FAX 022-298-2151

会社名

担当者

TEL

FAX

受 講 者 名			
※保 有 資 格			

※ 別添「しおり」2 ページの受講者の取得済の「資格」を確認し記入下さい。

特定自主検査 検査業者検査員 資格取得のしおり

公益社団法人 建設荷役車両安全技術協会

特定自主検査の検査員制度について

労働安全衛生法では、フォークリフト・不整地運搬車・車両系建設機械及び高所作業車について、事業者に対し所定の資格を有する検査者又は登録検査業者によって一年に1回（ただし、不整地運搬車は二年に1回）の特定自主検査を行うことを義務づけております。

この特定自主検査は、同法が定める研修及び検査実習を修了した方が行うこととされており、事業内検査者資格取得研修と検査業者検査員資格取得研修について、それぞれ研修内容が定められています。

以下に公益社団法人建設荷役車両安全技術協会（以下「^{ケンリョウ}建荷協」という。）が実施する検査業者検査員資格取得研修の受講資格、研修内容及び受講手続き等について説明します。

1. 研修の種類と対象機械

区 分	研修の種類	対 象 機 械
1. 車両系荷役運搬機械	イ. フォークリフト	フォークリフト
	ロ. 不整地運搬車	不整地運搬車
2. 車両系建設機械	ハ. 整地・運搬・積み込み用、掘削用及び解体用機械	① ブル・ドーザー ⑧ ドラグ・ショベル ② モーター・グレーダー ⑨ ドラグライン ③ トラクター・ショベル ⑩ クラムシェル ④ ずり積機 ⑪ バケット掘削機 ⑤ スクレーパー ⑫ トレンチャー ⑥ スクレープ・ドーザー ⑬ プレーカ ⑦ パワー・ショベル ⑭ 解体用つかみ機等
	ニ. 基礎工事用機械	① くい打機・くい抜機 （ディーゼルパイルドライバー、油圧パイルドライバー） 振動パイルドライバー ② アース・ドリル ③ リバース・サーキュレーション・ドリル ④ せん孔機（チュービングマシンを有するものに限る。） ⑤ アース・オーガー（含む建柱車） ⑥ ペーパー・ドレン・マシン等
	ホ. 締固め用機械	ローラー等 （含む ロードローラー、タイヤローラー、 振動ローラー、ハンドガイドローラー）
	ヘ. コンクリート打設用機械	コンクリートポンプ車
3. 高所作業車	ト. 高所作業車	高所作業車（作業床の高さが2メートル以上）

2. 研修の受講資格と研修時間

受講者の経歴・取得済み資格に応じた研修の種類ごとの研修時間数は次のとおりです。

各欄の時間は、資格取得のための最低研修時間（学科＋実技）を示します。○印は、その資格で当該機械の特自検の資格が認められ研修・経験が不要であることを示します。

経験年数欄は、受講に必要な当該機械の点検又は整備の経験年数を示します。取得済み資格が指定されている場合の経験年数は資格取得後の必要経験年数です。なお、〔 〕は設計又は工作の経験年数を示します。

h：時間

研 修 の 種 類			車両系荷役 運搬機械		車両系建設機械				高所作業車	検査実習台数		
			フォークリフト	不整地運搬車	整地・運搬 積込み用、掘削用 及び解体用	基礎工事用	締固め用	コンクリート 打設用				
受講者の経歴・取得済み資格			経験年数									
大学又は高専で、工学に関する学科を専攻し卒業した者			2年以上 〔5年以上〕	35h	35h	35h	35h	35h	35h	10		
高等学校又は中等教育学校で、工学に関する学科を専攻し卒業した者			4年以上 〔7年以上〕	35h	35h	35h	35h	35h	35h	10		
当該機械の点検、整備又は設計、工作経験のある者			7年以上 〔10年以上〕	35h	35h	35h	35h	35h	35h	10		
厚生労働省が定める者	職業能力開発促進法 旧職業訓練法	産業機械工学科又は運輸装置科の指導員訓練修了者	1年以上	○	○	○	○	○	18h	18h	5	
		建設機械科の職種に係る職業訓練指導員免許取得者	1年以上	18h	○	○	○	○	18h	18h	5	
		建設機械整備科の訓練修了者	1年以上	18h	○	○	○	○	18h	18h	5	
		建設機械整備に係る1級又は2級の技能検定合格者	1年以上	18h	○	○	○	○	18h	18h	5	
		産業車両整備に係る1級又は2級の技能検定合格者	不要	13h	—	—	—	—	—	—	5	
	職業訓練法	1級四輪自動車整備士 2級ガソリン自動車整備士 2級ジーゼル自動車整備士	1年以上	21h	21h	21h	21h	21h	21h	21h	10	
		港湾荷役科の訓練修了者 （フォークリフトの訓練受講者に限定） フォークリフト運転科修了者	4年以上 〔7年以上〕	35h	—	—	—	—	—	—	10	
	職業訓練法	1級2輪自動車整備士 2級2輪自動車整備士 2級3輪自動車整備士 3級3輪自動車整備士 3級自動車シヤン整備士 3級自動車ガソリン・エンジン整備士 3級自動車ジーゼル・エンジン整備士 3級2輪自動車整備士 3級軽自動車整備士	4年以上	35h	35h	35h	35h	35h	35h	35h	10	
		3級自動車シヤン整備士の技能検定に合格し、かつ、 3級自動車ガソリン・エンジン整備士又は 3級自動車ジーゼル・エンジン整備士の技能検定合格者	3年以上	21h	21h	21h	21h	21h	21h	21h	10	
		検査業検査員研修講師（当該機械）	不要	○	○	○	○	○	○	○	—	
		特定自主検査資格保有者 検査員資格保有者 検査員資格保有者	車両系荷役運搬機械	フォークリフト	—	18h	18h	18h	18h	18h	18h	5
			不整地運搬車	18h	—	18h	18h	18h	18h	18h		
			車両系建設機械	整地・運搬積込み用、掘削用及び解体用	18h	○	—	18h	18h	18h	18h	
				基礎工事用	18h	○	18h	—	18h	18h	18h	
				締固め用	18h	18h	18h	18h	—	18h	18h	
				コンクリート打設用	18h	18h	18h	18h	18h	—	18h	
	高所作業車	18h	18h	18h	18h	18h	18h	—				

(注) 現に車両系建設機械（整地・運搬・積込み用及び掘削用）の特定自主検査を行う資格を有する者は、車両系建設機械（整地・運搬・積込み用、掘削用及び解体用）の資格を有しているものとみなされます。

3. 研修の内容と研修時間

研修の科目等は次のとおりで、それぞれ必要な研修時間が定められています。

科 目		範 囲	研 修 時 間			
			35Hr	21Hr	18Hr	13Hr
学 科 研 修	当該機械の検査に必要な一般的事項に関する知識	当該機械の種類及び構造	2	2	2	—
		原動機の種類及び構造	2	—	—	—
		動力伝達装置、走行装置、操縦装置	4	—	—	—
		作業（荷役）装置、油圧装置	4	4	4	—
		ブレーキ（制動）装置、電気系統、安全装置	2	2	2	—
	当該機械の検査の方法に関する知識	分解及び組立ての方法、検査の手順、検査機器の使用法、各部分の異常の有無の判定方法	4	4	2	4
	関 係 法 令	法、令及び安衛則中の関係条項、当該機種 の構造規格	2	2	1	2
小 計			20	14	11	6
実 技 研 修	当該機械の検査の方法 〔分解・組立ての方法、検査の手順、検査機器の使用方法及び判定を行うこと〕	原動機	3	—	—	—
		動力伝達装置、走行装置、操縦装置	5	—	—	—
		作業（荷役）装置、油圧装置	4（3）	4（3）	4（3）	—（3）
		ブレーキ（制動装置）、電気系統、安全装置	3（4）	3（4）	3（4）	—（4）
	小 計		15	7	7	7
研 修 時 間 合 計			35	21	18	13

（注）① 表中、当該機械とは受講対象の機械を示す。

② 研修時間は最低時間を示し、（ ）内の数字はフォークリフト及び不整地運搬車の場合を示す。また、休憩時間は含まれません。

③ 学科研修については終了後、筆記試験を行う。

④ 実技研修については、検査実施能力の評価を行う。

4. 研修の受講手続き

検査員資格取得研修の受講を希望する方は、次の書類を整え、研修を実施する建荷協支部に申込みを行ってください。

（1）特定自主検査 資格取得研修申込書（様式2 B₁号）

申込書に貼付する写真は証明写真専用撮影機、証明写真撮影店舗で撮影したもの、又は同等の品質のものとする。

（2）添付書類

① 申込調書（様式2－1号）

② 実務証明書（様式2－2 A号）・・・・・・受講に必要な点検や整備等の経験年数が
二つ以上の職場に跨る場合、添付してください。

③ 卒業証明証又は卒業証書（写）

④ 資格・免許等（写）

⑤ 特定自主検査 検査業者検査員研修修了証（写）

これらのうち、受講資格を証明する書類を申込書に添付してください。

5. 研修受講料

単位：円

研 修 の 種 類		3 5 時間コース		2 1 時間コース		1 8 時間コース		1 3 時間コース	
		会 員	一 般	会 員	一 般	会 員	一 般	会 員	一 般
イ	フォークリフト	87,780	91,850	62,480	66,550	59,950	64,020	58,740	62,810
ハ	整地・運搬・積み込み用、掘削用及び解体用機械	101,970	109,450	75,460	82,940	70,400	77,880		
ニ	基礎工事用機械	104,280	111,320	76,450	83,490	71,390	78,430		
ホ	締固め用機械	89,430	93,830	64,130	68,530	61,600	66,000		
ヘ	コンクリート打設用機械	129,910	135,080	91,960	97,130	89,430	94,600		
ト	高所作業車	98,560	103,840	71,940	77,220	69,410	74,690		

- (注) ① 上記受講料にはテキスト代及び消費税 1 0 %が含まれています。
 ② 当協会会員所属の受講者の受講料は、協会がテキスト代の一部を負担した額です。
 ③ 上記受講料に含まれるテキスト代以外の教材類を追加する等の際は、上記受講料と異なる場合があります。
 ④ 受講料は、研修を実施する建荷協・支部にお支払ください。
 ⑤ 受講を取り消しする場合は速やかに開催支部へ申し出て下さい。研修開始日の 5 営業日前までは、取消費用は発生しません。同 4 営業日前から 2 営業日前の場合は、教材費を除く受講料を頂きます。同 1 営業日前及び当日の取消は教材費を含む受講料全額を頂きます。教材を受講者に事前送付済の場合は、営業日に係わらず教材費を頂きます。
 ⑥ 上記受講料は、令和 6 年度 4 月開催の研修より適用となります。

6. 検査実習

学科・実技研修に合格した者は、受講した建荷協支部へ検査実習記録表を提出して下さい。

- (1) 提出期限・・・・・・ 研修終了後 1 年以内とする。
- (2) 検査実習台数・・・・・・本しおりの 2. に示す台数分とする。
- (3) 検査実習方法・・・・・・特定自主検査及び月次検査の機械を利用し、検査実習を行う。

7. 研修修了証の発行

前記 6. の検査実習記録表の審査に合格した方は、特定自主検査業者検査員の資格の証として、当該機械に関する研修修了証が送付されます。

なお、研修修了証は、検査業務を行うときは常に携帯して下さい。

お問い合わせ先